

児童手当制度改正のお知らせ

【制度改正内容】



所得制限が撤廃されます

受給者の所得にかかわらず児童手当を受給できるようになります。

※所得制限は撤廃されますが、生計中心者が受給者となるため、現況の審査は引き続き行われます。

支給期間が高校生年代まで延長されます

高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの児童が支給対象となります。

第3子以降の支給額が増額します

第3子以降の児童は、第3子から支給額が月額3万円に増額します。

第3子以降の算定対象年齢が拡大されます

第3子以降(多子加算)の算定児童が、大学生年代(平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ)まで拡大されます。

※大学生年代の子を多子加算算定対象とするには、受給者が経済的支援を行っている場合となります。

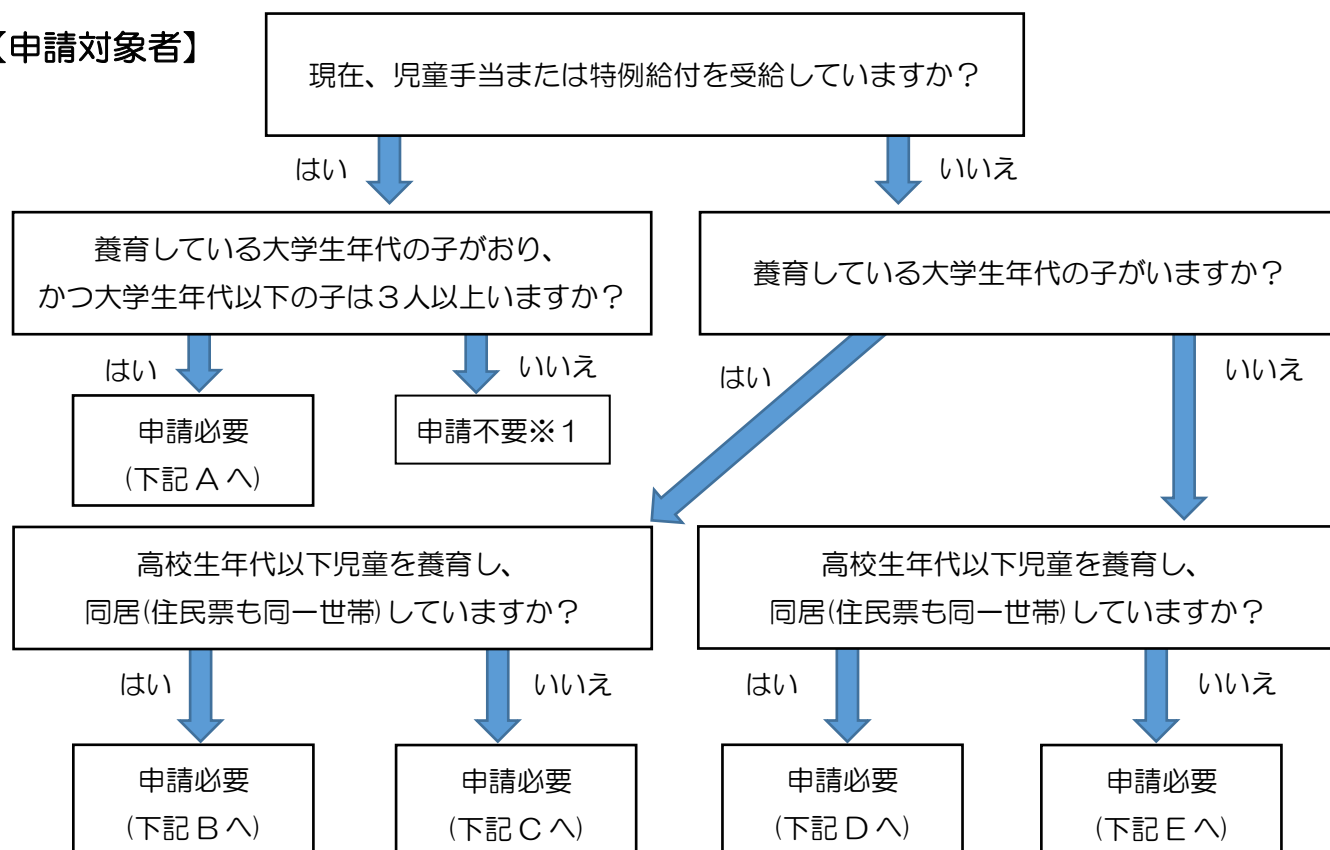
支給月が隔月となります

児童手当の支給月が偶数月(2・4・6・8・10・12月)に前月までの手当てが支給されます。

児童手当制度改正の比較表

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの児童を養育する郡上市在住の方	高校生年代までの児童を養育する郡上市在住の方
所得制限	あり	なし
手当月額	3歳未満 一律: 15,000円 3歳～小学校修了まで - 第1子、第2子: 10,000円 - 第3子以降: 15,000円 - 中学生 一律: 10,000円 - 所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満 一律: 5,000円	3歳未満 - 第1子、第2子: 15,000円 - 第3子以降: 30,000円 3歳～高校生年代まで - 第1子、第2子: 10,000円 - 第3子以降: 30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
支払期月	2月、6月、10月(年3回)	偶数月(年6回)

【申請対象者】



※1 高校生年代がいる世帯、第3子以降のいる世帯、特例給付を受給している世帯で、増額対象となる場合は、手続き不要です。額改定通知書を後日送付します。

【提出書類】

制度改正により該当となる方は、下記の書類の提出が必要になります。児童家庭課またはお近くの振興事務所窓口にてお手続きをお願いします。

○申請対象者 A

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

○申請対象者 B

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書(3人以上のきょうだいがいる方のみ)

○申請対象者 C

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち、市外に住民登録している児童についてご記入ください)
- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書

○申請対象者 D

- ・ 児童手当認定請求書

○申請対象者 E

- ・ 児童手当認定請求書
- ・ 別居監護申立書(支給対象児童のうち、市外に住民登録している児童についてご記入ください)